平成２２年（フ）第１８４２号
広島市安芸区船越５丁目17番10―201号
破産者　本多　一郎
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０３３号
福岡市博多区比恵町５番31―712号、住民票上の住所佐賀県杵島郡江北町大字山口4643番地２
破産者　千住　真光
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０号
福岡市博多区麦野１丁目16番６号
破産者　櫻井きく代
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２３６号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑131番地　モンドール湘南102号室
破産者　森田　　恵
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３０７号
長野県佐久市小田井96番地４、開始決定時の住所横浜市金沢区六浦５丁目12番23―302号
破産者　仲山慎一郎
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３号
横浜市中区鷺山106番地１　矢島ハイツ２―Ｃ
破産者　齋藤美恵子
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７８号
神奈川県藤沢市長後788番地の３　湘南ハウジング101―201
破産者　波多江一晴
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４３号
横浜市旭区本宿町35番地
破産者　竹井　芳夫
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７６８号
神奈川県小田原市久野308番地の１
破産者　小宮　浩和
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２６３号
富山市婦中町長沢4698番地
破産者　広瀬　貴史
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４０号
静岡県沼津市大岡3527番地の２、前住所静岡県駿東郡清水町伏見803番地の１
破産者　小池　教子
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
愛媛県西条市中野甲1467番地第１
破産者　栗田　英男
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１５０号
愛媛県西条市中野甲1467番地第１
破産者　栗田　博一
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２１６号
岡山県倉敷市西中新田373番地１、前住所愛媛県新居浜市新須賀町１丁目６番23号
破産者　秋山　　喬
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１９号
愛媛県四国中央市金生町下分187番地１　レオパレスアンクルサム206号、旧住所愛媛県四国中央市妻鳥町851番地１
破産者　鈴木　千秋
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

免責許可決定

平成２３年（フ）第３２３号
栃木県鹿沼市茂呂1913番地７
破産者　山﨑　雅史
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３９号
栃木県河内郡上三川町大字上三川4710番地１　愛宕町営住宅4909号
破産者　石﨑　晴代
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３６４号
栃木県宇都宮市竹下町622番地33
破産者　徳豊三こと　トク・Ｄ・トヨゾウ
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７１号
栃木県宇都宮市鶴田町3031番地１　Ｄｅｅｐ　ｉｎ　Ｆｏｒｅｓｔ２　202号
破産者　篠﨑由紀子
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係